様式第1号(その1)(第2条関係)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

氏名

生年月日

年 月 日生

電話番号

(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

下記により旅館業の営業許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

記

			記								
営業	名 称										
施設	所在地		電話番号								
営業の種別 (該当箇所に〇)		旅飢	旅館・ホテル営業、簡易宿所営業(定員 10 人未満・定員 10 人以上)、下宿営業								
営業施設の構造設備の概要			別紙「構造設備の概要」のとおり								
旅館業法施行規 則第5条第1項 各号に該当する ことの有無及び 内容※		有	第1号 特定の季節に限り営業する施設 営業の期間 (月から月まで) 第2号 交通が著しく不便な地域にある施設 第3号 一時的に営業する施設 営業の期間 (年月日から年月日まで) 第4号 農林漁業体験民宿業を営む施設								
第2項往	去第3条 各号に該 ことの有 容※	有	第1号 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第3号 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 第4号 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 第5号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) 第6号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの 第7号 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの 第8号 暴力団員等がその事業活動を支配する者								
第3項名	去第3条 各号に該 ことの施設	1 学校等 2 児童福祉施設 3 社会教育施設 4 専修学校及び各種学校 5 5 公民館 6 図書館 7 博物館等 8 都市公園 9 9 職業能力開発促進法第15条の7第1項に規定する施設 10 青少年教育施設又はスポーツ施設のうち、知事が指定したもの 施設名									
衛生等責任者		氏	名								

					構造設備	前の概要						
7=1-1	敷地面		ī積		m²	地下	階・均	也上	階建て	棟		
構造 —		延べ床	延べ床面積			m²						
		鉄筋コンクリート造・木造モルタル造・木造・その他()		
-			階		階				1	Ī	 	
	客室有効面積 (収容定員)	寝台なし	寝台あり	寝台なし	寝台あり	寝台なし	寝台あり	寝台なし	寝台あり	寝台なし	寝台あり	
	m² (人)	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	
客	m² (人)	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	
	m² (人)	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	
室	m² (人)	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	
	m² (人)	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	
	計	室 (人)	室 (人)	室(人)	室(人)	室(人)			室(人)	宿泊気	室 定員数 人)	
階	層式寝台数 (簡	易宿所営業の	つみ)	台	寝具の収	納設備		箇所	寝具数		組	
	確認を行	う場所	施設内 施設外 管理事務所等の所在地:					•		•		
玄関			本人確認	本人確認方法 : 対面・その他(
帳	機能		鍵の受渡し方法 : 対面・その他 ()	
場		(施設内・施設外に かかわらず記載)		出入り状況の確認方法:対面・その他()								
等	77 - 77 - 79 - 9	口中以/	緊急時の連絡体制:()									
	水道直結 専用水道 簡易専用水道 簡易専用小水道											
	洗面設備		į	共 同 (筃	i所)	客室内(箇所)			
緷	数 共同(男		 子用								箇所)	
便所	床面・内壁の材質		床面 ()・内壁 ()			
/21	手洗い部	手洗い設備		有 · 無 防虫設備 (網戸等)						j ・ 無		
客	客室等、内部を見とおせない構造(学校等が100m区域内にある場合) 有 ・ 無											
性	性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具等 有・無											
浴	浴室が内部を見とおせない構造、性的好奇心をそそるおそれのない構造 有・無											

構造設備の概要

				傳 垣 取 佣 !	-> 100.5			
	浴室名		男湯	女湯	客室附属	男女区分 しない浴槽		計 浴室数 箇所
	浴槽装	Hr			個			
						個 (個)		
	(うち循環式浴槽数)		(個)		(個)		(個)	
	露天風呂			個	個	個	個	個
	サウナ室		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	洗い場床面材質							
	洗い場内壁材質							
		給水栓		個	個	個	個	<u>/</u>
	1 20 10 70 1 14	 給湯栓	個	個	個	個	個	
浴室	上がり湯水栓 等							
· 浴 槽		混合栓 	個	個 	個	個 	個	
槽		シャワー数	個	個	個	個	個	個
	洗い場の使用水等が浴槽		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	内に流入しない構造		*** ***	**	かみ サロン	小 法 サラン	水道・井戸水	
	浴槽水の種類		水道・井戸水	水道・井戸水	水道・井戸水	水道・井戸水		
	(複数使用している場合		温泉・その他	温泉・その他	温泉・その他	温泉・その他	温泉・その他	
	はすべて選択すること)		()	()	()	()	()	
	上がり用湯・水の種類		水道・井戸水	水道・井戸水	水道・井戸水	水道・井戸水	水道・井戸水	
	(複数使用している場合		温泉・その他	温泉・その他	温泉・その他	温泉・その他	温泉・その他	
	はすべて選択すること)		()	()	()	()	()	
	脱衣室		有・無	有・無		有・無	有・無	
	ろ過器		有 7	· 無				
	浴槽水消	毒方法	塩素剤(治					
備								
考								
与								

*旅館業法施行細則第3条第1項第2号に規定する浴室を設置する場合は、風紀上支障が生じないように講じた措置の内容を記載すること。

*その他必要事項を記載すること。

備考

- 1 添付書類 (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面
 - (2) 浴室内で使用する湯水及び飲料水の検査結果の写し
 - (3) 法人の場合は定款又は寄附行為の写し
- 2 ※の内容は、有の場合、その該当する号数又は番号を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。